

令和3年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和3年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月1日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1号 中川村地域活動支援センター条例の制定について
日程第 5 議案第 2号 中川村農業観光交流センター条例の制定について
日程第 6 議案第 3号 中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 4号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第 5号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 6号 中川村積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案第 7号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第 8号 中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘等の指定管理者の指定について
日程第 12 議案第 9号 令和2年度中川村一般会計補正予算（第11号）
日程第 13 議案第 10号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 14 議案第 11号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 15 議案第 12号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 16 議案第 13号 令和2年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 17 議案第 14号 令和2年度中川村下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 18 議案第 15号 令和3年度中川村一般会計予算
日程第 19 議案第 16号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 20 議案第 17号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第 21 議案第 18号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 22 議案第 19号 令和3年度中川村水道事業会計予算
日程第 23 議案第 20号 令和3年度中川村下水道事業会計予算

出席議員（9名）

- 1番 片桐 邦 俊
2番 飯 島 寛
3番 松 澤 文 昭
4番 大 原 孝 芳
5番 松 村 利 宏
6番 中 塚 礼次郎
7番 桂 川 雅 信
8番 柳 生 仁
10番 山 崎 啓 造

欠席議員（1名）

- 9番 鈴 木 絹 子

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|---------|-----------|---------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 富 永 和 夫 |
| 教育長 | 片 桐 俊 男 | 総務課長 | 中 平 仁 司 |
| 地域政策課長 | 松 村 恵 介 | 会 計 管 理 者 | 半 崎 節 子 |
| 保健福祉課長 | 菅 沼 元 臣 | 住民税務課長 | 宮 崎 朋 実 |
| 建設環境課長 | 小 林 好 彦 | 産業振興課長 | 松 澤 広 志 |
| 教育次長 | 桃 澤 清 隆 | 環境水道室長 | 岡 田 俊 彦 |
| | | 代表監査委員 | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井 原 伸 子
書 記 座光寺 てるこ

令和3年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和3年3月1日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 御参集御苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は9人です。
- 9番 鈴木絹子議員より欠席届が提出され、許可をしてあります。
- 定足数に達していますので、ただいまから令和3年3月中川村議会定例会を開会します。
- これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
- ここで村長の挨拶をお願いいたします。
- 村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり御多用のところ御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
- 新型コロナウイルスの感染についてであります。一昨年12月8日にWHO発表で初めての感染者が発表をされて以来、全世界の推計は1億1,400人の感染、うち6,440万人の回復、亡くなった方は253万人、このように推計をされております。
- 日本においても42万6,000の方が感染をしており、うち40万人の方は回復、亡くなった方は7,541人というふうになっております。
- 長野県につきましても2,359人の感染、そして2,317人の回復、40の方がお亡くなりになっていると、こういうふうな数字であります。
- 菅首相は、関西、中京、九州の2府4県の緊急事態宣言を、2月28日をもって解除をいたしました。しかしながら、感染再拡大の懸念は拭い難く、各府県は飲食店の営業時間を1時間延長して夜9時までの営業を継続する、こういう報道があります。
- 首都圏の1都3県につきましては引き続き継続しておるところでありますけれども、判断目安としております3月7日まで、残すのは1週間となりました。
- 一方、新しいタイプのウイルスが拡散中であり、感染者が増加傾向にあること及び入院医療の逼迫状態、こういったことがあり、首都圏の知事は、このことに対し非常に慎重な姿勢を見せております。
- 長野県につきましては、保健所単位に見ますと、伊那保健所はじめ4保健所管轄区域で入院患者ゼロ、伊那保健所管内では36日間新たな感染者は出ていませんでしたが、26日に2人、27日に1人と複数人確認をされております。
- 県は、16日、警戒レベルを1に戻したところですが、緊急事態宣言中の首都圏との往来を控え、会食の際の感染防止の対策、人との距離の確保、マスクの着用、手指消毒の徹底などの基本対策の徹底を引き続き呼びかけております。まだまだ気を

緩めることなく原則的な予防策を徹底する必要があると、このように考えております。

12日にファイザー社製造の新型コロナウイルスワクチンの使用を承認し、医療関係者から接種が始まっております。続いて65歳以上の高齢者、やがて国民全体へと接種を拡大することとしておりますけれども、4月中旬から高齢者接種を開始したいとの計画に対しまして、6月末までには高齢者接種が完了するワクチンの量の確保ができる見通しであると、こういう政府の発表がありました。高齢者接種を終える先が見えたことで集団接種の出口と続いての個別接種への移行も少しだけ先の見通しが立った、このような気がします。ワクチンの入荷量、都道府県への配分量はいまだ少なく、予定どおりの配分がされるか、確実な見通しはまだ立っていないと、このように思います。

村は、上伊那医師会の協力を得まして、南向、片桐、両診療所のドクターと看護師、薬剤師さん等の支援をいただき、効率のよい接種を行うために社会体育館での集団接種を基本に準備を進めております。計画どおりにいかないことも想定して進める必要があるなというふうに思っておるところであります。

年末から年始、そして現在に至るまで、飲食事業者や関連卸売事業者、そして観光事業者は営業の底が続いておりますけれども、県の経済対策の再開に合わせて徐々に動きが出てきておりました。感染防止の対策を取りつつ、安心してお客様に来ていただくようかじを切る時期も来ているかなあというふうに考えております。

令和3年1月発表の内閣府の月例経済報告によりますと「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」と分析をしています。

令和3年1月29日、長野労働局発表の最近の雇用情勢では「雇用情勢は、新規求人への改善が進んでいるものの、なお弱い動きが続いている。」と分析をしています。

地域別有効求人倍率では、ハローワーク伊那管内が1.04倍と、ようやく企業求人が求職者数を超えましたけれども、まだまだ求人、求職、双方のマッチングには開きがあるものというふうに思っております。

上伊那を中心とした伊那谷・経済動向なる四半期ごとのアルプス中央信用金庫発表の中小企業景気レポートによりますと、来期の見通しも業種により様々で、景気の好転に楽観視はできないと、こういうふうに述べておりますし、私もそのように感じております。

村内における製造業は、業績の回復した企業もあれば、再開のめどが立っていないスポーツ競技大会、イベント関連に特化した製造業もあり、経営継続が心配なところが多々あるところあります。

飲食の安全な提供をしつつ、お客様の要望に応えるテークアウトの工夫などを行う事業者の努力に対して、本年の第1回臨時会で新型コロナウイルス感染症対応飲食店等事業継続給付事業をお認めいただき、給付申請と早急な給付金支給を現在行っております。

一方、観光事業者は依然厳しい操業を強いられております。中川観光開発株式会社

におきましては、年末年始にかけての宿泊、忘・新年会、宴会等の需要がコロナ感染第3波と重なったことなどで12月から2月にかけての月損失は500万円ほどの赤字経営が続いております。宿泊・宴会部門は全く振るわず、宿泊業は1月から2月19日まで一時停止をいたしました。食堂・風呂部門は持ち帰り弁当の工夫などから昨年比で9割まで回復をしてきております。望岳荘が検温、手指消毒などを徹底しているという入浴客の評判も次第に広まりつつあることなどから、お客様を少しずつ呼び戻すべく対策を講じておるところであります。

このような人の動きや経済活動にも制限を加えるコロナウイルス感染症の拡大の中で、国は3次にわたり新型コロナウイルス感染症対策に特化した地方創生臨時交付金を交付して支援しております。村に対しましては総額で3億5,126万1,000円の交付内示がありました。うち第3次交付金は地方単独事業に対する交付金として9,592万1,000円の追加がございまして、令和3年度にこのものは交付がされる予定であります。密集を避け、換気を徹底した村の業務や商工業者の皆さんの借入金利子補給など、様々な村の支援策を支える交付金であり、コロナ禍で税収の落ち込みが確実なこと、またICT機器類の調達、施設の整備には多額の費用を要することなどを併せて考えますと、非常にありがたいこととして受け止め、有効に使用してまいります。

さて、本議会で御審議をいただきますのは、条例案件が8件、令和2年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算が6件、新年度の一般会計予算をはじめ特別会計及び事業会計が6件、合わせて20件の議案がございまして、

地域活動支援センターにつきましては、長年、開設の構想にとどまっておりましたけれども、受託していただける組織ができ、担当者も決まったことを受けまして、また施設も地元の皆様はじめマレットゴルフ愛好者の理解も得て施設改修に着手し、設置条例を定め、ようやく具体化できる運びになったものであります。

農業観光交流センターにつきましては、農業振興だけでなく、村の観光の入り口として、また商業施設チャオの一角に開設することで訪れる人のにぎわいにも貢献するものとして開設準備を進めておるところであり、4月の開設を前に設置を条例で定めるものでございます。

介護保険につきましては、高齢者の増加が令和7年、2025年まで増加が確実と見られておりまして、また介護施設給付費等が増加をしていること及び介護報酬改定などから、介護保険料の値上げは避けて通れません。令和元年度には不測の事態に備え福祉基金から3,000万円の支援をお認めいただきましたが、令和3年度から始まる3か年で基金3,000万円を保険料に充て、料金の引上げを最小限度にとどめる保険料の改正を予定するものでございます。

補正予算の議案につきましては、翌年度に新規計上がふさわしい地方創生臨時交付金に対応する地方単独事業や災害復旧事業など多く予算計上した事業費を丸ごと翌年度に送るための減額を要するなど、年度末にあつて予算残額の調整にとどまらない補正予算案となったところであります。

令和3年度予算は、施政方針で改めて御説明させていただきたいと思っております。

なお、最終日には村の固定資産評価審査委員の選任に関する人事案件を審議いただく予定でございます。

多くの議案提案でございますが、慎重なる審議を賜りまして御承認いただきますようお願いし、議会開会での御挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により6番 中塚礼次郎議員及び7番 桂川雅信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

では、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆様のお手元に配付されている定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日3月1日から3月19日までの19日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第7号までの条例案件、議案第8号の一般議案、議案第9号から議案第14号までの令和2年度各会計補正予算、以上については上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までお願いします。

続いて、議案第10号から20号までの令和3年度各会計予算については、上程から提案理由の説明、質疑までお願いし、質疑の後、予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いいたします。

なお、令和3年度各会計予算の村の方針に関する質疑については、本日の質疑の中でお願いします。

3月2日3日は議案調査とします。

4日は常任委員会の日程としますので、その中で陳情の付託案件の審査をお願いします。

5日は議案調査とします。

8日及び9日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

質問者の質問順、質問日の割り振りについては、2日の通告締切りを待って決定し、当日の日程でお知らせします。

全員協議会については、9日の一般質問終了後及び19日の本会議終了後に行ってください予定です。

10日は議案調査とします。

11日12日及び15日は予算特別委員会の日程としますので、その中で令和3年度各会計予算の審査をお願いします。

16日17日及び18日は議案調査とします。

最終日の19日は、午後2時から本会議をお願いし、令和3年度各会計予算及び陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、中川村固定資産評価審査委員会委員の人事案件が追加予定されておりますが、追加議案については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までお願いする予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願ひしまして、報告とさせていただきます。

○議 長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から3月19日までの19日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの19日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、坂戸橋の保全に関する意見書、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書、すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村地域活動支援センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第1号 中川村地域活動支援センター条例の制定についてをお願いいたします。

令和3年度から運営を開始する地域活動支援センターについて、公の施設の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるため本案を提出するものです。

住み慣れた地域で自立した生活を維持するため、就労を目的にした訓練や生活支援、社会的交流の少ない方への体験の提供などを行い、障害者等の福祉の向上を図るため、かつらの丘マレットゴルフ場の管理棟を改修し中川村地域活動支援センターを設定するものです。

利用料は原則無料ですが、通所のための送迎経費や食事代、行事などの利用者負担に期するものは御負担をいただきます。

なお、これらの負担を求める場合は、書面による説明を行い、同意を得ることとします。

利用の許可は、利用希望者から申請をいただき、村長が許可することとなります。

また、管理は指定管理者に行わせることができるとしてありますが、新規の施設のため、年間の維持経費を含めた運営費全般を見極めるために、当面の間、直営管理し、業務を既にかつらの丘マレットゴルフ場の維持管理を委託しております村内法人に委託する予定です。

そのほか開所時間、休所日、利用者の範囲については、条例の定めるところによります。

この条例は令和3年4月1日から施行することとします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村農業観光交流センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第2号 中川村農業観光交流センター条例の制定について御説明をいたします。

提案理由は、上伊那農業協同組合片桐支所跡施設に村の農業観光と観光案内の拠点となる中川村農業観光交流センターを設置するに当たり本案を提案するものです。

内容は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、村の観光並びに農業の振興を図るため中川村農業観光交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めます。

名称は中川村農業観光交流センターとし、所長、その他必要な職員を配置します。

管理は村長が行い、その経費は村費及びその他の収入をもってこれに充てます。

この条例は令和3年4月1日から施行します。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 2点、ちょっと質問をお願いします。

第1条には「村の観光並びに農業の振興を図る」と書いてありますが、この具体的な任務、これについてどのようにお考えでしょうか。

それから、第4条「その他の収入をもってこれに充てる。」って書いてありますが、その他の収入とは具体的にどのような収入のことを考えておられますか。

以上2点、お願いします。

それでは、今御質問の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の具体的な内容についてであります。

こちらについては、数年前から内容について関係者を中心に検討を進めておりました。今現在の内容としましては、組織の中に観光振興部、販売促進部、プロモーション事業部の3つの部を置いて、農業観光と、また、そのPRに努めていくという内容であります。

なお、具体的な活動内容については、組織を設立して、その中で運営を行っていくにしたがって課題等も具体的なものが見えてまいりますので、そういったものにどういったことができるかということを経営しながら検討し、改正をしていきますので、活動については、まだ今後変動があり得るという状況であります。

2点目の収入の内訳についてであります。

具体的な収入の内容については、農業振興を行ってまいりますので、その農業等の販売等の収入というものを見込んでおります。

また、具体的なものについては、こちらについても今後検討を行ってまいります。農業を中心とした収入、あと、今ははっきりしているのは、交流センターのほうで陣馬形キャンプ場の受付、今年から有料化になりますけれども、受付事務等も担ってまいりますので、こういったところ等も検討をしながら収入等を検討して見込んでいくという状況です。

○産業振興課長

○議 長 ほかにも質疑はありませんか。

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論させていただきます。

2点あります。

1点目、今、回答いただいたんですが、任務のところは組織をつくってから、またそこで立ち上げていく間に考えていくと、具体的にいろんなことを考えていくということは理解できました。

しかしながら、やはり中長期的なビジョンをしっかりとつくって、それを提示していただかないことには、私としては全く賛成できません。この条例の制定については了解しますが、それをしっかりと提示いただきたい。

それから、2つ目に質問しました具体的なその他の収入ってということですけども、農業の収入ってというのは、法人であれば私も分かりますが、村の直営でやる、直轄で

村長が管理をしているものが農業の収入を入れていいのかどうかという所は非常に疑問です。ここが村費のみであれば全然問題ないんですけども、それはいかがなものかと思っておりますので、そこも含めてしっかりと考えていただきたいと。法人にするっていうことが中長期的に入って、当初の立ち上げは村費のみでやると、その後、法人にするときの体制としてその他収入を入れていくっていうのはよく理解できますので、その辺も含めて御検討をまたしっかりと具体化をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかにも討論ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号について提案説明をいたします。

例規集は第1巻502ページとなります。

提案理由であります。専門技術職の増に伴いまして村長の事務部局の職員の定数を増やすため本案を提出するものであります。

改正内容ですが、第2条第1号に定める村長の事務部局の職員の定数を1増やして74人とし、同条第5号に定める教育委員会の事務部局の職員の定数を1減じて9人として、定数の総数は維持をいたします。

また、選挙事務の執行体制の強化を図るため、同条第3号に定めております選挙管理委員会の事務部局を兼任する職員の定数を現行の2人から6人といたします。

改正条例の施行は公布の日からといたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第7 議案第4号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を
 改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 それでは、議案第4号について提案説明を申し上げます。
 例規集は第1巻567ページからとなります。
 提案理由は、職員の休暇に不妊治療休暇を加えるため本案を提出するものでありま
 す。
 改正内容ですが、休暇の種類を規定する第8条と任命権者の承認を受けなければなら
 ない休暇を規定する第14条に不妊治療休暇を加え、現行の第13条以降を1条ずつ
 繰り下げて、新たに第13条として不妊治療休暇の内容を規定します。
 休暇は、職員本人または配偶者の不妊治療のために職員が勤務しないことが適当と
 認められる場合に1年を超えない範囲で取得できるものといたします。
 改正条例の施行は本年4月1日からといたします。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 日程第8 議案第5号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
 る条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 それでは、議案第5号について説明を申し上げます。
 例規集の改正箇所は第1巻800ページとなります。

提案理由は、職員の休暇に不妊治療休暇を加えるに当たって、その休暇中の給与に
 ついて定めるため本案を提出するものであります。
 改正内容であります。給与の減額について定める第34条に給与を減額すること
 となる休暇、すなわち無給の休暇として不妊治療休暇を加えます。
 改正条例の施行は本年4月1日からといたします。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 日程第9 議案第6号 中川村積立基金条例の一部を改正する条例の制定につい
 て
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○地域政策課長 議案第6号について説明いたします。
 例規集は第1巻1077ページからになります。
 提案理由は、森林環境譲与税を財源とする中川村森林環境譲与税基金を設置するた
 め中川村積立基金条例の一部を改正するものです。
 基金の目的及び用途につきましては、森林の整備及びその促進に関する施策に要す
 る費用に充てることとしております。
 施行期日は公布の日からになります。
 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 ○5 番 (松村 利宏) 目的のところで、その運用のところでちょっと質問をさせていただ
 きたいと思います。
 この中で、多分、林業の育成とか、それから森林の中で今非常に問題になっていま
 す防災・減災、要するに土砂崩れとか土砂崩壊とか、そういうのを防いでいくという

ところ、もしくは発生した後の足りないところの応急処置とか、そういうところに今の話の目的を聞いていると使用するという認識でいいのかどうかというのをちょっと質問したいと思いますが、どうでしょうか。

○地域政策課長 この税の活用につきましては、中川村森林経営管理制度実施方針に基づきまして行っていくということになるかと思えます。今のところにつきましては、村内私有林の整備、また木材利用拡大、人材育成などの各種の事業を推進するという事になっておりますので、この実施方針にうたわれたものを基本的には基金を使って実施していくということになるかというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論いたします。
今、具体的な運用のところで説明いただきましたが、人の育成とか、それから林業の育成、これは人の育成も含めてになると思いますが、そういうところをやっていくというのはよく理解できました。

しかし、中川村にとって一番問題なのは、森林が荒廃していると、そここのところの防災・減災というところが極めて重要ではないかと思えます。里山の麓に民家が多数あります。それに対してやっていくというのをここに具体的にに入れていただかないと、これは非常に問題があると思えますので、それも含めて、さらに運用のところを深めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第7号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第7号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

例規集は2巻の867ページからです。

本案は、中川村第8期介護保険事業計画を策定するため、第8期の介護保険事業年度となる令和3年度から令和5年度までの3か年の第1号被保険者の介護保険料を改

定し、併せて段階を区分する基準所得金額を国の通知に基づいて変更するため本案を提出するものです。

改正の内容は去る2月19日の議会全員協議会で説明をさせていただいておりますので、ここでは改正条文の説明をいたします。

議案に添付しました新旧対照表を併せて御覧ください。

保険料の改定は第2条になります。

第1項において、現行の第1号から10号についてそれぞれ金額を改定します。改定後に基準となる保険料は、第5号が基準額で年額7万6,800円、月額では6,400円となり、月額400円、6.67%の引上げとなります。

改定の根拠につきましては、被保険者数が令和7年度頃までは増加傾向になると予想しております。利用件数や施設サービス給付等の増加によりましてサービス給付費等の増加を考慮に入れたこと、それから0.7%の介護報酬改定が予定されていること、それから基金の取崩しを前提にして改定額を算出したことなど、総合的に検討して設定いたしました。基準である第5段階を1として、第1段階が0.3、第10段階が1.9という比率になる累進構造となっております。

第2項から第5項までは、適用年度と合計所得金額の範囲を改正するものです。

第6項から第8項までは、適用年度と低所得者に対する保険料の軽減強化について介護保険料の改定に伴い保険料を改正するものです。

次に附則について説明いたします。

第1項で、この条例の施行期日を令和3年4月1日といたします。

第2項は、保険料の改定時における経過措置を定めるものです。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。
これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第8号 中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘等の指定管理者の指定について

を議題とします。

○総務課長 提案理由の説明を求めます。
 それでは、議案第8号について提案説明を申し上げます。
 提案理由は、令和3年3月31日をもって指定管理の指定期間が満了となる15施設及び陣馬形山キャンプ場について指定管理者を指定するため本案を提出するものであります。
 指定の期間は、別紙の1～3、5～7、10～12の9施設については令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、ほかの7施設については令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間といたします。
 陣馬形山キャンプ場は中川観光開発株式会社が、桑原キャンプ場、小渋釣堀場、桑原公園はワクア合同会社が、それぞれ新たに指定管理者となります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 1点質問をさせていただきます。
 先ほどありました農業観光交流センター、これとここに書いてあります指定管理施設の名称ってありますけども、指定管理者が書いてあるわけですけども、観光関連の施設はいっぱいあるわけですけども、これとの関係はどのように考えられているのか教えていただきたいというふうに思います。

○産業振興課長 御質問のことについてお答えをさせていただきます。
 このたび発足します農業観光交流センターについては、施設として旧農協の片桐支所に設置をします。その中に組織としての農業観光交流センターと、役場の商工観光部門がそちらの施設のほうに移動しまして、商工観光係が現実的にそこに間借りをして観光案内をするということになっております。こちらとしては、交流センターが中川村の観光案内の一番最初の窓口になるという想定をしています。こちらに寄っていただいて村内のいろんな観光施設の案内をして、それぞれの場所で観光をしていただくという予定で、まずは交流センターに寄ってもらうことによりまし、てチャオ等の村の中心施設等が周辺にはございますので、そういったところでの利用も促すという意味を込めて、村の観光案内の窓口、一番最初に来ていただく場所という位置づけをしております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

○8 番 (柳生 仁) 陣馬形山のキャンプ場はいよいよ望岳荘が管理するというような仕組みになってきたのかと思いますけども、去年はコロナウイルスがありまして管理ができなかったわけですけども、いよいよ今年からできるかと思いますけども、そのシナリオはできているかどうか、ちょっと確認します。

○産業振興課長 4月の20日から陣馬形山キャンプ場の再開を予定しております。こちらについては、中川観光開発株式会社が陣馬形山キャンプ場の管理を担っていくということになります。

スケジュール的には、先ほど言いました4月の20日会場に向けて、3月の末には陣馬形オリジナルのホームページを設けて、そちらで観光の情報発信を行うとともに、受付を先ほどの農業観光交流センター、商工観光係が、組織としては農業観光交流センターがございまして、そちらのほうで受付等を担っていくということで進めております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑を終わります。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論させていただきます。
 先ほどありました農業観光交流センター、先ほどの討論のときに言いましたが、中長期計画、これをしっかりとつくっていただくということが必要です。この中には、当然、施設の名称もあります、いろいろありますけども、この中の指定管理者っていうのも、農業交流センターが、将来、法人となるような計画がもしあるのであれば、その中に入れるべきだというふうに思っております。そういうところをしっかりと行政として、村長が管理をしていただくことになっているわけですから、それをしっかりと提示していただくことをお願いして、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午前10時10分といたします。
 [午前 9時54分 休憩]
 [午前10時08分 再開]

○議 長 会議を再開します。
 お諮りします。
 日程第12 議案第9号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第11号)
 日程第13 議案第10号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
 日程第14 議案第11号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
 日程第15 議案第12号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 日程第16 議案第13号 令和2年度中川村水道事業会計補正予算(第3号)

日程第 17 議案第 14 号 令和 2 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 3 号）
以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 12 議案第 9 号から日程第 17 議案第
14 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第 9 号 令和 2 年度中川村一般会計補正予算（第 11 号）について御
説明をいたします。

今回の補正予算は、年度末を控えて予算の最終執行見込みによる調整が主なもので
あります。

それでは議案書に沿って御説明をいたします。

初めに、第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額からそれぞれ 1 億 3,500 万
円を減額し、総額を 46 億 9,350 万円とするものであります。

第 2 条 繰越明許費は、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用すること
ができる経費を定めるもので、第 2 表によるもの。

第 3 条 地方債の廃止及び変更は、第 3 表 地方債補正によるものであります。

1 ページから 4 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正は、款、項別の補正額及び補正
後の予算額であります。

5 ページから 7 ページ、第 2 表 繰越明許費であります。過日、全員協議会にお
いて御説明した内容のもので、今回、若干件数が多くなっておりますが、新型コロナ
ウイルス対応地方創生臨時交付金事業で年度をまたいで実施する事業や需要の集中に
より資材、物品等の調達に時間を要するもの、関係機関との協議や許認可に時間を要
したことや、特に今年度は新型コロナの影響や 7 月豪雨災害の対応等により発注時期
が遅れたもの、支障物移転の遅れ等により工期の延長が必要なもの等が主な事由で
あります。繰越事業と繰越額は表のとおりであります。

次に 8 ページ、第 3 表 地方債補正であります。廃止は、辺地債で計画していた
陣馬形山登山口駐車場トイレ建設事業について、起債の減額調整により今年度の事業
実施が困難となったため、事業を来年度に送るもの。

変更は、表にあります 8 事業について事業費実績見込みにより借入限度額の補正を
行うもので、林業施設災害復旧事業債の減額等により全体で 5,840 万円の減額にな
ります。

続いて事項別明細について御説明をいたします。

今回の補正は予算の最終執行見込みによる調整が主であり、さきの全員協議会にお
いて概要を御説明しておりますので細かい説明は省かせていただき、主なもののみ御
説明をさせていただきます。

歳入から御説明をいたします。

11 ページ、6 款 法人事業税交付金、12 ページの地方消費税交付金は、収入見込み

による増額であります。

14 ページから 15 ページ、16 款 国庫支出金は、それぞれ交付額の決定等による補
正で、04 衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 842
万 4,000 円の減額は、市町村が実施する高齢者へのワクチン接種の開始時期が 4 月以
降になったことから、ワクチン接種業務委託費に係る補助金を減額するものでありま
す。

16 ページからの 17 款 県支出金も交付額の決定等による補正であります。17
ページの災害復旧費県補助金は、先ほど申し上げた 7 月に発生した林業施設災害復旧
事業費の決定によるものと、広域林道陣馬形線ほか 2 路線の工事について今年度内の
着手が困難であり、翌年度に繰延べになったため 4,518 万円の減額となっております。

18 ページ、18 款 財産収入、財産売払収入 618 万 5,000 円は、アルプスビュー沖町
の若者向け村営住宅 1 区画を希望者に譲渡するものであります。

19 ページ、19 款 寄附金のふるさと応援寄附金は、収入見込みにより 250 万円を増
額。

21 ページ、23 款 村債は、第 2 表で御説明をした地方債借入見込額の変更に伴う補
正で、陣馬形山の登山口駐車場トイレ建設事業の廃止、林業施設災害復旧事業の翌年
度への一部繰延べ等により全体で 8,540 万円の減額であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

22 ページからお願いします。

1 款 議会費は、新型コロナの影響により各種研修会等が実施できなかったこと等
による負担金の減額で 17 万 8,000 円の減。

23 ページ、2 款 総務費、一般管理費も新型コロナの影響で会議や出張が少なく、
旅費、食糧費、使用料などが大幅に減ったことから 342 万円の減。

24 ページ。

財産管理費 29 万 8,000 円の増額であります。起債管理システムが L G W A N 対
応の新システムに移行をしたため、移行に係る経費を追加するもの。

庁舎管理費は執行実績による減額が主なものであります。需用費については空調
設備切替えにより電気料が不足する見通しであることから増額。

備品購入費では、ウェブ会議等に使用するためのミーティングボードの購入費とし
て 80 万 9,000 円を新たに追加いたします。

25 ページ、ふるさと応援寄附金関連事業は、ふるさと応援寄附金の増加に伴う返礼
品発送、専用サイト使用料等の増額。

26 ページ、地方創生拠点施設管理事業の工事請負費 48 万 4,000 円は、お試しシェ
アオフィスのソーラー発電機、e バイク充電器設置工事の変更増のため追加をする
ものであります。

27 ページ。

防災対策費の負担金 200 万円は、現在、村内 2 か所に設置を進めております貯水機
能付配水管設置工事費の増工に伴い水道事業会計への負担金を増額するもの。

特定目的基金費の積立金は、ふるさと応援寄附金の増額分 250 万円を地域づくり基金へ積み立てるものであります。

少し飛びまして 30 ページ、3 款の民生費、社会福祉費は全体で 790 万 1,000 円の減額であります。障害者支援事業の扶助費は給付実績見込みにより不足が見込まれるため 76 万 6,000 円を追加。

32 ページの老人福祉施設管理費 58 万 6,000 円の増額は、在宅介護支援センターの自動ドアの修繕と、現在、故障により使用できなくなっているエアコンの更新工事を令和 3 年度に行うため、今年度中に設計業務を委託するものであります。

児童福祉施設費は 189 万 1,000 円の増額であります。33 ページ、保育所費は会計年度職員の雇用日数が増えたことによる報酬の増額、早急な対応が必要な施設修繕費の追加、みなかた保育園水抜き栓の取付工事の追加等により 129 万 9,000 円の増となっております。

子育て支援事業は、つどいの広場バンビーノの運営費の増額で、工事請負費は故障しているエアコンの取替工事費であります。

34 ページの 4 款 衛生費。

保健衛生費は全体で 1,700 万 6,000 円の減額であります。

保健衛生総務費は 165 万 8,000 円の減額であります。産休代替の保健師がフルタイムでの雇用が確保できず非常勤となったこと等による減額。

予防事業は、高齢者のインフルエンザ予防接種が例年より多かったことや、個別予防接種業務では 10 月から実施をされたロタワクチン予防接種者の増等により 129 万 9,000 円の増額であります。

35 ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業は、先ほど御説明をしたとおり高齢者へのワクチン接種が 4 月以降となったため接種業務委託料を減額するとともに、全体経費を調整し、ワクチンのほかに必要な超低温冷凍庫を役場庁舎内に設置するための工事費として 100 万円を新たに計上するものであります。

環境衛生費の工事請負費の減額は、針ヶ平へい獣処理場拡張工事につきまして、用地確保の都合上、地籍調査の登記完了を待って実施する計画であります。登記完了が遅れるという見通しであることから、今年度の事業を見送り減額をするもの。

補助金の桃里簡易給水施設補助金 90 万円ですが、桃里地区の簡易給水施設がこの冬の低温などにより破損し、一時給水ができなくなったため、老朽化をしている施設の修繕費に対して補助を行うものであります。

続いて 37 ページ、6 款 農林水産業費、農業費は全体で 689 万 5,000 円の減額であります。国土調査費が補助金の減額により事業を縮小したことによる減額が主なものであります。

38 ページ、林業費、林業振興費は、委託料、東西小学校げた箱木質化事業費 100 万円の増額により増となっております。

39 ページの商工費は全体で 2,299 万円の減額ですが、商工振興費、商工振興事業は、新型コロナ対策関連事業費の実績、見込み等により所用額の調整を行うほか、

第 2 弾プレミアム商品券事業については、さきの全協で御説明しましたとおり子育て支援・生活支援事業として村が給付する商品券追加発行分の負担金として 1,037 万 6,000 円を計上するものであります。

観光費の観光事業の報償費と委託料の減額ですが、今年度予定をしております村の観光振興計画策定につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえて今年度の策定は見送り、来年度以降、村の経済や観光需要の現状分析を行った上で、改めてコロナ終息後の新しい時代に向けた総合的な地域活性化施策を検討することとし、減額をいたします。

40 ページ、観光施設管理事業の減額ですが、地方債の補正で御説明をしました陣馬形山登山口駐車場トイレ建設工事費の減額のほか、陣馬形キャンプ場と桑原キャンプ場については、新たな指定管理者との協議により施設整備計画の見直しによる変更と今期のオープンに向けた準備費用として計上するものであります。

地場センター管理事業は、屋外トイレ自動ドアの修繕費の追加。

ふれあい観光施設管理事業は、ふるさと体験館改修工事の計画の増工変更により設計業務の委託料の増額を行うものであります。

41 ページ、8 款の土木費ですが、道路橋梁費は 1,329 万 4,000 円の減額で、道路維持管理費は、今年度、社会資本整備交付金がつかなかったため道路ストック点検業務委託料の減額と、今期の除雪・凍結防止剤散布等の実績見込みにより重機等借り上げ料 170 万円を追加するものであります。

42 ページ、橋梁維持管理費は、同じく社会資本整備交付金がつかなかったため橋梁修繕工事調査設計業務委託料を減額するものであります。

43 ページ、消防費は 332 万 8,000 円の減額ですが、常備消防費は広域消防本部負担金の減額、非常備消防費の減額は消防団備品購入費の入札差金の減額と、今年度、各種大会や訓練が中止になったことによる交付金の減額等であります。

次に 44 ページ、教育費ですが、教育総務費は全体で 1,792 万 3,000 円の減額で、事務局費は人件費、委託料の減により 292 万 3,000 円の減、小中学校管理費の ICT 環境整備事業は新型コロナウイルス感染拡大の影響による G I G A スクールサポーター支援業務委託料の減額、購入機器の変更及び入札による備品購入費の減等により 1,500 万円の減額であります。

45 ページ、小学校費、東小学校管理費は 145 万 5,000 円の増額ですが、需用費は高圧ケーブルの損傷により停電が発生したため、急遽、修繕を行ったものと、教室内が確認できるように入り口建具のガラスの入替えを行う修繕料、備品購入費は、来年度、特別支援学級が 1 クラス増える見込みのため机、椅子等を購入するもので、教育振興費の備品購入費のパーティションも特別支援学級ようであります。

46 ページ、中学校費、中学校管理費の備品購入費は、来年度、村が雇用する ICT 支援教員用の机、椅子等の購入費。

保健体育費、体育施設管理事業の工事請負費はサンアリーナ照明の LED 化工事について増工が必要となったため増額をするものであります。

○保健福祉課長

47 ページ、11 款の災害復旧費であります。林業施設災害復旧事業は、歳入で御説明したとおり災害査定及び工事発注による事業費の決定と林道陣馬形線の一部工事と四徳東線、座禅洞線の工事が来年度に繰延べになったことから 7,500 万 1,000 円を減額いたします。

公共土木施設災害復旧費は、工事・契約実績により不用額を減額するものであります。

最後に 49 ページ、14 款 予備費を 6,921 万 7,000 円増額し、予算の調整を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第 10 号 令和 2 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、予算の総額を 4 億 5,900 万円とするものです。

主には、本年度分の実績見直し及び確定によるものです。

5 ページの歳入ですが、国保税は 49 万 7,000 円を減額し、収支を調整しました。

6 ページの 13 款 繰入金は、保険基盤安定繰入金が確定したため 150 万 3,000 円を減額します。

続いて 7 ページからの歳出ですが、1 款 総務費は上伊那広域連合負担金の増により 5 万 9,000 円を増額します。

8 ページからの 2 款 保険給付費は、出産育児一時金の減により 84 万円を減額します。

9 ページからの 5 款 保健事業費は、各種健診通知の発送代及び会計年度任用職員の通勤手当の増により 12 万 8,000 円を増額します。

10 ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第 11 号 令和 2 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 1,300 万円を追加し、予算の総額を 6 億 7,300 万円とするものです。

主には本年度分の実績見直し及び確定によるものです。

5 ページの歳入ですが、介護保険料 39 万円を減額し、収支を調整しました。

6 ページの 4 款 国庫支出金は、本年度の確定が見込まれる額として、国庫負担金 1,494 万 1,000 円、国庫補助金を 97 万円、それぞれ増額します。

7 ページの 5 款 支払基金交付金は、本年度の確定が見込まれる額として 165 万 8,000 円を減額します。

8 ページの 6 款 県支出金は、今年度の確定が見込まれる額として 16 万 6,000 円を減額します。

9 ページの 10 款 繰入金は、一般会計繰入金 66 万 7,000 円を減額します。

続いて 10 ページからの歳出ですが、1 款の総務費は、上伊那広域連合負担金の更正減により 144 万 4,000 円を減額します。

11 ページの 2 款 保険給付費は、介護サービス給付の増加により介護サービス給付等諸費を 852 万 4,000 円増額します。

12 ページの 5 款 地域支援事業は、会計年度任用職員報酬等の減により 203 万 8,000 円を減額します。

13 ページの 8 款 諸支出金は、令和元年度県支出金の精算のため 2 万 2,000 円を増額します。

14 ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第 12 号 令和 2 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 170 万円を減額し、予算の総額を 6,080 万円とするものです。

主には本年度分の実績見直し及び確定によるものです。

5 ページの歳入ですが、1 款 後期高齢者医療保険料は、収支の調整により 39 万 2,000 円を減額します。

6 ページの 4 款 繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により 170 万円を減額します。

7 ページの 5 款 繰越金は、額の確定により 39 万 1,000 円を増額します。

8 ページの 6 款 諸収入は、延滞金の実績見込みにより 1,000 円を増額します。

続いて 9 ページからの歳出ですが、1 款 総務費は、上伊那広域連合負担金と封筒印刷代の更正減により 14 万 9,000 円を減額します。

10 ページの 2 款 広域連合納付金は、保険基盤安定繰入金の実績見込みにより 154 万 6,000 円を減額します。

11 ページの 4 款 予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○環境水道室長

議案第 13 号及び 14 号について提案説明いたします。

議案第 13 号 令和 2 年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、貯水機能付配水管設置工事に係る資本的収入及び支出の補正をするものです。

補正予算書、第 2 条 資本的収入について、繰入金に 200 万円を増額し、総額を 2,410 万円とし、資本的支出については建設改良費に 200 万円を増額し、総額を 8,248 万円とするものであります。

6 ページからの予算実施計画明細書を御覧ください。

資本的収入では、負担金を工事の増額に伴い 200 万円増額します。

次ページであります。

資本的支出では、構築物を貯水機能付配水管設置工事の進捗に伴う取付管路等の増工に伴い 200 万円増額します。

以下、説明書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、議案第 14 号 令和 2 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、マンホールポンプの更新工事に係る資本的支出の補正をするものです。

補正予算書、第 2 条 資本的支出について、建設改良費に 100 万円を増額し、総額を 2 億 89 万 8,000 円とするものであります。

それに伴い、当初予算書、第 4 条記載の補填額について改めるものであります。

5 ページからの予算実施計画明細書を御覧ください。

資本的支出では、施設整備費を片桐処理区 7 号マンホールポンプ場ポンプ更新工事に伴い 100 万円増額します。

以下、説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7 番

（桂川 雅信） 私は、本定例会に提案された一般会計補正予算（第 11 号）に賛成する立場ですが、今日の村の事業者の経営実態から見て、このままでは済まされない事態が進行していることも事実ですので、一言意見を申し述べ、村長の見解を伺いたいと思ひます。

昨年からの新型コロナに対する行政から村民への支援は、フリーランスへの支援を含めて迅速かつ丁寧に対応しており、高く評価されるものと思ひます。

また、今回の補正でも飲食業界などへの新たな支援が含まれていますので、早く実施していただきたいと考えます。

一方で、これまでの支援策では十分に救済されていない事業者がいることも事実ではあると思ひます。

製造業は一時的に持ち直したとされていますけれども、村の中小零細企業は、発注先の大手企業が景気の動向やコロナの動向を見ながら動いているため、どうしても従前のような収益を上げるどころまで至っていないはずで

す。また、文化・スポーツ関連の事業者は、いまだに先が見えない経営状態です。

そこで提案ですが、行政としても事業者の救済のためにいろいろなアイデアを出すべきではないかと考えます。これまでのように、直接、救済資金を投入するだけでなく、事業者への発注が増える仕掛けをつくることを検討してもいいのではないかと思ひます。例えばイベントがリモートの切り替わってしまったために発注がなくなってしまったのであれば、リモートでも仕事が生まれるアイデアを提案するなどというこ

ともできるかもしれません。つまるところ、村の事業者に金が落ちる仕組みをみんなと考えてみようということに尽きると思ひます。

村の経営者は、企業体は小さいけれども、それぞれの事業体が村民の雇用をこれまで守ってきていますので、何としても事業の継続を図り、雇用を守る必要があると思ひます。こんなときこそありったけの知恵と金を使っていただきたいと思ひますが、村長の見解を伺いたいと思ひます。

○村 長

冒頭の御挨拶でも申し上げました。景気については、製造業、一般には回復をしてくているところが多いということをお願いしましたが、中には、御挨拶の中で申した特化をした——特化をしたというか、スポーツ大会、あるいは競技会、スポーツイベントに関連をした事業をやっている製造業者がいるわけでありまして、私が知っている限りでは、固有名詞は避けますが、結構、10 人以上の情雇用をされている、こういう企業もあります。前から心配をしておりましたが、依然としてこういう企業については仕事生まれていないと、今のところの方法では、そういうことでありますので、これを何とか事業継続に持っていける方法を真剣に考えていく必要があると、こういうふうに思っております。

先ほどの御質問で、例えばリモートでも仕事が生まれるような方法、新たにそのことが発注につながるような、発注量に結びつくようなことも広く考えるべきであるということをお願いしたので、このことについては、現状をよく見ながら、また企業者内部でもよく相談をして、具体的に応援ができること、これを考えていくことをしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 9 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 10 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 11 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第 12 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第 13 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第 14 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第 18 議案第 15 号 令和 3 年度中川村一般会計予算
 日程第 19 議案第 16 号 令和 3 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
 日程第 20 議案第 17 号 令和 3 年度中川村介護保険事業特別会計予算
 日程第 21 議案第 18 号 令和 3 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 22 議案第 19 号 令和 3 年度中川村水道事業会計予算
 日程第 23 議案第 20 号 令和 3 年度中川村下水道事業会計予算

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議 長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
 異議なしと認めます。したがって、日程第 18 議案第 15 号から日程第 23 議案第 20 号までを一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。

○村 長 令和 3 年度の予算の説明に先立ちまして、ただいま令和 2 年度の補正予算を全てお認めいただき、ありがとうございました。令和 3 年度に事業につながるものとして考えておりますので、よろしく願いいたします。
 それでは、改めて令和 3 年度の予算の提案説明に併せまして村政の運営をする基本方針について説明をさせていただきます。
 まず、国の当初予算と地方の振興対策についての特徴的なことについて申し上げてみたいと思っております。
 国は、令和 3 年度の一般会計予算案を示し、現在、国会で審議中でございます。
 一般会計予算の規模は 106 兆 6,097 億円で、対前年度比 3.8%、3 兆 9,517 億円増の最大の予算となっております。
 歳入の柱である所得税等の収入は、コロナによる大きな税収減を想定し 57 兆 4,480

億円と前年比 6 兆 650 億円の減額等による収入減を公債金総額前年比 11 兆 408 億円
 の多額の特例公債金等で賄う内容となっております。国債発行額は、GDP の 2 倍を
 超える額に今や膨らんでおるところであります。

歳出のうち一般歳出は 66 兆 9,020 億円で、対前年度比 5.4%、3 兆 4,049 億円増と
 なり、そのうち社会保障関係費は 35 兆 8,421 億円となっております。前年対比で
 0.4%増でと、昨年度の額にして 1 兆 7,495 億円増から見ますと、伸びを非常に抑えた
 予算配分となっておりますと言えるかと思えます。これは、職員の処遇改善に配慮しまし
 て介護報酬の改定の 0.7%を増額としたこと、障害福祉サービス報酬改定も 0.56%増
 としながら、毎年、薬価改定により実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減したと
 というふうに政府は説明をしております。しかしながら、健康保険組合等からの拠出金
 は毎年増額が確実なものでありまして、一定程度の収入がある後期高齢者の医療費負
 担を 2 割に引き上げる法案と抱き合わせにある、こういうことも考えてみる必要があ
 るというふうに思っております。

令和 2 年度の第 3 次補正予算と合わせまして、感染拡大防止のため、3 年度予算に
 おいても予備費でコロナ関連予算 5 兆円を確保しております。令和 2 年度においてコ
 ロナ関係予算の予備費 5 兆円を確保にこれは引き続くものというふうに政府は説明を
 しておるところであります。

行政効率を高める切り札としまして総合調整機能を有する中長期的な課題としてデ
 ジタル庁を 9 月に設置し、情報システム予算を一括計上し 3,000 億円規模の予算措置
 をしているようでありまして、具体的な姿がなかなか浮かび上がってきており
 ません。

そのほか、グリーン社会の実現に向けて野心的な二酸化炭素削減に取り組む企業に
 対しては融資制度を充実するなど、カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発
 を支援するという点に特徴があるかと思えます。

地方にとっての重大な関心事であります地方交付税交付金につきましては、17 兆
 4,385 億円となりまして、前年比で 5.1%、8,503 億円と大幅に増額した予算となっ
 ております。

令和 3 年度の地方財政計画を見ますと、一般財源総額は、地方税、地方贈与税、地
 方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債等、総額で 63 兆 1,000 億円と前年より
 3,000 億円減ということで前年並みとなっております。

もう一つの特徴としまして、地域デジタル社会推進費を創設し 2,000 億円が計上さ
 れていること、そして防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策としておお
 むね 15 兆円程度を閣議決定したことであります。令和 2 年度の第 3 次補正予算 1 兆
 9,990 億円の追加補正と合わせまして、令和 3 年度公共事業関連総額予算は 6 兆 695
 億円という額が計画の中に盛り込まれております。

5 か年の加速化対策として天竜川水域に生活する私たちに関係すると思われる対策
 であります。流域治水対策の推進でありまして、今後具体化がされることに大いに
 期待をするものであります。

また、5か年加速化対策の事業延長とともに、防災・減災対策事業債の財源としての起債が5年間延長をされます。災害危険箇所を多く抱え、防災対策を加速化していかなければならない当村に取りましては、非常に有益なこととして、また緊急防災・減災の計画的な整備を一層進める必要があるというふうに考えておるものでございます。

県の予算を見ますと、一般会計当初予算案は1兆423億円、前年対比10%増と、当初予算としては過去最大となっております。

新型コロナウイルス感染症対策に令和2年度から大型補正予算を組んできたところでありますが、2月補正予算額が731億4,867万円と、これと合わせますと1兆1,100億円を超える大きな予算額になります。

令和2年度の県当初予算は、台風19号からの復旧・復興とその教訓を生かした、1 災害に強い県土づくり、2 気候非常事態宣言を踏まえた取組、3 将来世代を応援するための教育環境の整備、これに重点配分する特徴がありましたけれども、令和3年度予算案は、まずコロナ感染症に対応する医療提供体制の確保をして感染防止対策に91億8,786万円を計上していること、次に飲食・奨学給付事業に観光業者支援と観光需要喚起に48億7,162万円を計上しておること、そして生活福祉資金の貸付け、高校生事業者支援に9億9,383万円の予算を盛っていること、コロナから県民の生命と経済・生活防衛を最重点に位置づけているというふうなことが特徴と言えらると思います。

一方、一昨年台風19号による千曲川流域の災害復旧、昨年の7月豪雨災害からの復旧も継続して取り組むということとしておりますけれども、防災・減災対策等は542億2,599万円と縮小したものとなっております。

急速に進む社会のデジタル化に応じて地域の産業を支える職業人材育成を推進するため、専門高校に産業教育設備を整備し、県立学校のICT環境整備等に321億922万円を盛り込んでおります。

新型コロナウイルス感染症対策を最優先に予算配置されに点の評価は大いにされる歳出内容ではありますが、コロナ不況で歳入の柱である県税は大きく落ち込んでおります。前年比7.3%減となっております、国の方針を受けまして、地方交付税を4.3%増と、これに期待し、翌年以降、地方交付税で補填措置のある臨時財政対策債を591億と前年比約1.7倍という大きな発行でもって歳入を賄う、こういう内容になっておりまして、将来の負担につながるの指摘もありますけれども、コロナ禍を乗り切る予算編成にはかなりの調整が必要であったというふうに想像をされるところであります。

さて、村の予算でございますが、コロナ禍で、村民、村内の個人、法人問わず、全ての事業者、園児、児童生徒からお年寄りに至るまで、全ての人がコロナで影響を受け、現に生活も制約を余儀なくされる中で、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まるとはいえ、沈静化するまではしばらくの期間がかかること、国、県の支援対策を効果的に予算に取り入れることに留意し、第6次総合計画で示しました10年後の村

の姿をそれぞれの分野で着実に進めることを基本に予算編成をいたしました。

令和2年7月豪雨災害で被災した林道の災害復旧や過去に建設した施設の機器類の寿命と思われる文化センター空調機器の改修、新型コロナウイルスワクチン接種事業など、先送りできない事業をここで計上いたしました。

今年4月には村の次期を託す村長を選出する選挙があります。過去4年間に村政を担わせていただきまして、議会における議論の中で新たな施策を具体化すると表明した幾つかの事業予算を計上し、切れ目なく予算執行ができるようにしたものでございます。

一般会計の予算額は34億6,000万円、前年対比3.1%、1億400万円の増額予算でございます。

国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療会計の3つの特別会計は総額で12億1,400万円で、5,350万円、4.6%の増額となりました。国民健康保険特別会計では、保険給付費が長野県の推計により前年より2,014万円増加が見込まれること、後期高齢者人口が2025年まで増え続け、今後、介護給付費が増加することが確実視され、介護保険事業特別会計が大きく膨らんだことが主な原因でございます。

公営企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計の歳出ベースでの総額は6億5,654万円、前年度比4,294万円、6.1%の減額でございます。老朽配水管を耐震配水管に布設替える工事費が減額になったことが主な要因であります。

公営企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計の歳出ベースでの総額は6億5,594万円、前年度比4,354万円、6.2%の減額でございます。昨年度は防災対策として貯水機能付きの配水管の工事を実施したこともあり、その分などが減額となりました。

中川村第6次総合計画に掲げました村づくりの4つの基本方針を政策の大綱として分類をいたしました、1つ 保健福祉分野、2つ 教育・文化分野、3つ 防災・減災・安全分野、4つ 環境保全分野、5つ 産業・経済分野、6つ 都市整備分野、7つ 行政経営分野の7つの分野に沿って、今年度、特に力点を置き進める事業を中心に施策の説明をさせていただきます。

1つ目の保健福祉分野でございますけれども、少子化と高齢化が同時に進行し、2020年中の人口は1月1日で4,586人と見ておりまして、一年間に57人の減となっております。長野県の全体では、4月以降、転入超過となっておりますようですが、中川村は33人の転出が転入を上回っております。人口減はある程度予測をしておりましたが、コロナ感染症の広がりの中で、年間の出生数は28人と30人を下回り、2021年の出生者数はさらに深刻でありまして、14人から15人となる見込みであります。出生児の少ない事態を嘆いていても目標とする「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」づくりには至りません。若い人の移住・定住施策とともに、今いる子どもたちが健やかに育つ環境をつくることが急務と考えております。

母子保健事業、福祉医療給付事業を引き続き実施していくとともに、保育園の運営も従来どおり行ってまいります。

国は、不妊に悩む御夫婦の治療を2022年4月から公的医療保険適用とすることを決定いたしました。つなぎの対策として、補助額の引上げ、所得制限の撤廃で応援することにしております。長野県もこれに連動して補助負担額を引き上げてまいります。村もこれを受けて、治療する本人負担軽減を図り、不妊に悩む村民の方の負担が軽減されて安心して治療に専念できますよう制度の周知を今後図ってまいります。

生活支援コーディネーターの設置につきましては、ア 地域に不足するサービスを考え、元気な高齢者などが担い手として活動する場を確保する地域の支え合いの資源を開発するというを目的に、イ 南向、片桐といったエリアで具体的な取組を行う、このア、イ、2つの点に留意し、村地域包括支援センターと連携して地域で高齢者を支える介護予防の仕組みを充実させてまいります。

中川村地域活動支援センターが開設することになりました。一般社団法人ソーシャルファームながわに施設の管理を委託いたします。日常生活の場として、また施設利用者がそれぞれに合った活動をする拠点になることを期待いたします。将来的には、利用者が農業に携わり、あるいは農作業の担い手となり、利用者自身の生活の柱となるいわゆる農福連携に発展することに期待をするものでございます。

2つ目の教育・文化分野の重点についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、教育現場も密を避け、デジタル空間での教育を進めるためにICT環境の整備を急いでまいりました。子どもの学習の機会が保障され、個別の最適な学びと協働的な学びの実現に向けてICT支援員を新たに配置し、学校教育を充実させます。

学校生活になじめない児童生徒に寄り添い、学習の支援もできる専門の指導者が必要とされる時代であります。村をよく知る公立学校を退職して間もない先生を就学支援、学習指導、教育相談などを中心に教育全般に幅広く対応してもらい指導主事として迎えてまいりたいと思います。

コロナ禍は、人の命に関わり、経済活動も底に落とすのみならず、命の誕生にまで関わっています。少子化にさらに拍車をかけていて、出生者が極端に少なくなっています。

また、社会全体のデジタル化が加速する中、学校教育も転換期を迎えておりまして、GIGAスクール構想の展開によって教育内容が大きく変わっていきます。

さらに、保育園での集団生活の学びが自然に学校生活に引き継がれることになじみにくい児童も少なからず存在をしております。

保小中とつながりのある一貫した教育が求められているとともに、少なくなっていく子どもが生き生きと学び、楽しく学校生活を送れるよう、学校現場や中川村ならではの教育の在り方など、将来を見据えて考えていかなければならない時期に来たと言えます。そのために保育園、小学校、中学校の在り方検討の場を設置し、保護者や子どもたち、村民の皆さんの御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

坂戸橋が重要文化財に指定されました。坂戸橋周辺の美化に努めてこられた地域の皆様、重文指定に先立つ国指定有形文化財指定に関わられた関係者からなる坂戸橋保存会が発足をいたしました。保存会の活動を支え、橋の存在を世に広めるとともに、

郷土を学ぶ学習材料となる動画やパンフレットなどを作成、活用して、坂戸橋を軸としに活性化を図ってまいります。

3つ目の防災・減災、安全分野の重点施策について申し上げます。

防災の基本であります中川村防災計画の改訂作業が終わります。村民の皆さんが避難時に分かりやすいものとなるようダイジェスト版を作成し、全戸配布をいたします。

消防委員会の答申を受けて、積載車の更新、詰所の改築を行ってきました。残る第7部の詰所の増改築を行うことで施設更新が一巡となります。

消防団の装備の近代化は年次計画的に進めてきておりますけれども、若い世代の減少と勤務形態の多様化などで団員確保が非常に難しくなっております。中川村消防団は、消防団の目的に立ち返り、訓練の大胆な見直しに踏み切りました。村民の命と財産を守るため自主的に活動する消防団を支える必要があります。消防団設置の根拠である消防団条例を見直し、現在の団活動に見合うものに改めていきたいと思っております。

無論、消防団は組織であり、数は団の力でありますので、団員確保のため村も率先して動いてまいります。

4つ目の環境保全分野についてのポイントと考える点を申し上げたいと思っております。

可燃ごみを1か所で燃焼処理する上伊那クリーンセンターが稼働3年目を迎えます。ビニール、プラスチック類を高温で燃やすことができるため、再利用資源の分別がなかなか以前のようにされないことから、計画時より可燃ごみが1割増えております。CO₂排出削減、石油製品を不必要に使わない観点から、分別の徹底と環境学習を村民の中に広めてまいります。

主要地方道松川インター大鹿線改良拡幅工事が8月をめどに終了し、リニア中央新幹線南アルプストンネル工区から発生土運搬が本格的に始まります。通過地点は渡場交差点1点であり、運搬協定を基に沿線住民の生活環境を守り、必要に応じてリニア対策協議会を開催し、公にしつつ進めてまいります。

ゼロカーボン・温暖化防止対策につきましては、国、特に県の環境政策課ゼロカーボン推進室が先駆的な事例に積極的に取り組んでおります。村も研究を重ね、周知を図り、村内への定着を進めてまいりたいというふうに思います。

5つ目の産業・経済分野に関する重点施策を申し上げます。

中川産農産物の外への発出基点、村に訪れる方よりどころとなる新たな拠点としてJA片桐支所跡地に中川農業観光交流センターが開所をいたします。下島農業相談員さんをセンター長にし、以下交流センター係長、集落支援員3人をそれぞれの部署に配置し、商工観光係も移動した体制で稼働を始めます。

同時に、チャオ周辺への人の集まりを促し、にぎわいを再び呼び込むような場所づくりを目指していきたいと思っております。

また、顔の見える安心で安全な農産物の直売所たじまファームの再生についても取り組みを進めてまいりたいと思っております。

陣馬形キャンプ場の管理は、中川観光開発株式会社を管理者指定し、キャンパーの満足度を満たすよう努めてまいります。そのためにキャンプ場管理運営に特化しに地

域おこし協力隊員を雇用し、四徳・桑原キャンプ場及びキャンパーズビレッジのそれぞれの特徴を生かして、全体として村の名声が高まるように進めてまいります。

コロナウイルス感染症による不況対策として、八十二銀行、アルプス信用金庫の資金融資額、融資枠の拡大、返済期間の延長と村の利子補給期間の延長など、信用保証協会の御理解を得て融資制度を改良してきました。リーマン・ショック以来の大きな利用となっております。しかしながら、コロナ禍が地方経済に及ぼす影響は、これで終わる保障はありません。商工業振興資金審議会に諮りつつ、機敏な対処をしてまいります。

6つ目の都市整備分野についてでございますが、村営巡回バス運行事業は、改良を重ねながら村民の足となるべく運行をしております。しかしながら、コロナ禍での高校の授業開始の遅れ、バス乗車そのものに対する敬遠などから乗客が激減しております。乗員は時刻を守り運行しておりますが、朝の通勤便を除くと空席運行が目立つようになってきております。

地域交通会議を定期開催し、利用者の声を運行に反映するとともに、村民の足を確保するために公共交通はどうあるべきか、高齢の方の移動手段はどうすればよいのかなどを原点に返って公共交通の在り方を検討いたします。

NPO法人日本で最も美しい村連合に加盟して12年が経過をいたします。

関東中部ブロック加盟の町村、地域の代表理事町村として令和3年度の連合定期総会の開催地町村に立候補し、理事会で承認をされました。総会を伊那市高遠町の協力を求め開催してまいります。コロナ禍でもあり、大がかりな関係者の参集の下で華やかに開催する従来のスタイルを脱し、インターネットを通じてできる新しいスタイルでの開催を模索してまいります。

7つ目の行政分野に関してのポイントについて申し上げます。

村の27地区に対しての自治振興のための支援を引き続き行い、地区集会施設、周辺整備を行う場合には予算の範囲で整備支援を行ってまいります。

コロナの下での地区行事の開き方、共同作業の後の懇親会の開催の是非、地区の意思決定の総会の開催方法など、地区総代はじめ地区役員の皆さんも苦勞されたと思えます。同時に、民主的な手続を取りつつ合理的な会議の開催方向も考えることができたのではないかというふうにも思えます。行政から地区を代表する方に出席をお願いする会議の開催についても、今後、検討を進めてまいりたいと思えます。

新年度の行政運営に当りまして、重点と考えております事業、留意するところについて長々申し上げました。

引き続き村民並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いし、村政執行の方針説明とさせていただきます。

なお、新年度一般会計予算の内容は副村長から御説明いたしますので、お聞き取りくださいますようお願いいたします。

○議長 続いて議案の内容説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第15号 令和3年度中川村一般会計予算について御説明を

いたします。

予算書1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,000万円と定めるものであります。前年度当初予算と比較しますと、役場庁舎空調設備改修、障害者地域活動支援センター、牧ヶ原文化公園屋外トイレ増改築工事などが減った一方、平成2年7月豪雨により被災した林道災害復旧事業や文化センター空調機器改修工事、役場シンクライアントサーバー更新費などの新規計上により、前年比では1億400万円、3.1%の増となっております。

第2条から第5条は地方自治法の規定により定めるもので、第2条の債務負担行為は第2表により、第3条の地方債は第3表によるものとし、第4条は一時借入金の最高額を5億円と定めるもの、第5条の歳出予算の流用は人件費に限って同一款内における各項間の流用ができるように定めるものであります。

2ページから7ページの第1表 歳入歳出予算は、款、項区分ごとの予算額であります。

8ページ、第2表 債務負担行為は、片桐北部農村広場の指定管理協定期間更新に伴い令和5年度までの指定管理料の限度額を14万4,000円と定めるものであります。

9ページから10ページの第2表 地方債であります。第7部詰所増改築事業、以下22の事業について総額で3億9,850万円の村債を計画し、事業ごとの起債の種類と限度額を定めるものであります。前年比では130万円の減で、起債償還の将来負担を考慮して起債総額をできる限り抑えつつ、来年度以降、引き続き新過疎法の適用を受けられる見込みとなったことから過疎対策事業債を主として辺地債、防災関連事業債、臨時財政対策債等、交付税措置のある有利な起債を活用して各事業を計画的に進めるものであります。

続いて歳入歳出予算の概要について御説明をいたします。

別冊の令和3年度中川村一般会計予算案の概要に沿って御説明をいたしますので、御覧ください。

なお、先ほどの村長の施政方針と重複する内容が多いかと思いますが、金額等を含めて改めて御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに歳入であります。村税は4億2,480万円で、歳入全体の12.3%であります。新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮し、前年比で4,273万円、9.1%の減としました。

地方特例交付金は62万円で、創設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を見込み、前年比250万円の増であります。

地方交付税は17億9,000万円で、歳入全体の51.7%を占めます。国の地方財政計画における地方交付税増額分やこれまでの交付実績などを踏まえ、普通交付税を17億円、前年比で4,900万円の増、特別交付税は9,000万円で前年度と同額といたしました。

国庫支出金は2億60万円で、新型コロナウイルスワクチン接種関連補助金や道路

メンテナンス事業などの新規計上により前年度比2,562万円の増であります。

県支出金は2億6,110万円で、林業施設災害復旧事業や衆議院議員総選挙費の計上により前年度比で5,202万円の増となっています。

寄附金は1,500万円で、今年度の実績を踏まえてふるさと応援寄附金の増額を見込み前年比1,300万円の増としました。

諸収入4,669万円は、水源林造成事業森林整備受託収入の増額等により前年比1,366万円の増であります。

続いて村債は3億9,850万円で、歳入全体の11.5%であります。このうち過疎対策事業債が75%を占め、文化センター空調機器修繕事業、ふるさと体験館改修事業、第7部詰所増改築事業などの新規事業、村道改良事業などを引き続き計上いたしました。

また、普通交付税を補う臨時財政対策債は、地方財政計画に沿って前年比2,000万円の増を見込み、村債全体では前年比130万円の減で、ほぼ昨年度並みで計上をいたしました。

性質別では、村税などの自主財源の比率が19.2%、地方交付税、国県補助金などの依存財源が80.8%と、依然、自主財源に乏しい歳入構造となっております。

続いて歳出について御説明をいたします。

ここでは、第6次総合計画に掲げる各分野ごとに、特に新たな事業や特徴的な事業について記載をしております。個別の事業につきましては資料の20ページから表にまとめてありますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

初めに、1 保健・福祉分野であります。少子化対策、子ども子育て支援では、ファミリーサポートセンター事業166万円、子育て短期支援事業26万円やつどいの広場、児童クラブ運営事業、出産祝い金などを引き続き計上し、子育て家庭を支援します。

高齢者の社会参加と高齢者福祉サービスの推進では、現状のサービスや扶助施策継続するとともに、高齢者の生活支援、介護予防などに関わる生活支援コーディネーターを新たに配置する経費として436万円を計上しました。

また、高齢者補聴器購入補助60万円を計上し、難聴により生活に支障を来している高齢者の支援を行います。

障害者福祉と地域福祉の推進では、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう自立支援給付費1億145万円などを引き続き計上するとともに、令和3年度から運営を開始する地域活動支援センターの運営費として1,037万円を計上しました。

健康づくりの推進では、健康診査や各種予防接種などの予防事業費2,095万円を引き続き計上するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として2,599万円を計上いたしました。

民生費と衛生費全体では9億6,248万円で、前年とほぼ同額となっております。

2の教育・文化分野であります。未来を担う人材の育成と環境の整備では、将来の村の保育園、小中学校の在り方について検討をするため検討委員会の開催や住民アンケートなどの関連経費303万円を計上しました。

また、学校施設長寿命化計画作成業務委託料748万円、西小学校体育館等避難所関連改修工事913万円、東小学校電話施設改修工事220万円などを計上し、学校施設の環境改善を進めます。

また、ICT支援員を新たに配置し、小中学校のICT教育を進めます。

生涯学習の推進では、文化センターや歴史民俗資料館、銀河ドームなどの施設管理費、公民館事業、図書館運営費などを引き続き計上し、生涯学習の場を確保します。

また、現在、使用不能となっている文化センター空調設備改修費として6,065万円を計上し、施設の環境改善を図ります。

文化の継承と文化芸術の創造では、国の重要文化財に指定をされました坂戸橋のパンフレット作製費等44万円、村内にあるチバニアンと同時代の地層の案内看板設置費30万円、大草村絵図修繕費145万円などを計上しております。

生涯スポーツの推進では、社会体育施設の維持管理経費を引き続き計上するとともに、社会体育館雨どい等防水改修工事費1,365万円を計上し、施設長寿命化のための修繕を行います。

教育費全体では3億8,474万円で、前年比11.1%の増であります。

続いて3の防災・減災、安全分野であります。災害に強い地域づくりの推進では、村防災ハザードマップ改訂版の作成費92万円、今年度、総合的に見直しを行った地域防災計画ダイジェスト版の印刷費38万円、消防団第7部詰所増改築事業費1,675万円、耐震性貯水槽設置事業費1,958万円などを計上し、防災対策を進めます。

安心して暮らせる地域づくりの推進では、南信交通災害共済の掛金について、今年度より、ゼロ歳から中学生まで村が全額負担をしておりますが、これを高校生まで拡充し16万円に増額をしました。

また、今年度設置をした防犯カメラリース料や高齢者安全運転支援装置購入補助金などを引き続き計上し、安心・安全な地域づくりを進めます。

4の環境分野であります。環境負荷の少ない持続可能社会の実現では、引き続き木の駅事業関連経費190万円や望岳荘木質バイオマスボイラー管理費などを計上し、CO₂排出量削減の取組を進めます。

また、ごみの収集運搬業務や処理などの経費3,312万円は引き続き計上します。

美しい村の自然を生かした心地よい生活環境の実現では、大草城址公園や天の中川河川公園などの公園維持管理費625万円を計上しました。

また、リニア中央新幹線対策協議会開催経費や大気環境測定車設置費を引き続き計上し、工事による住民生活や環境への影響に対応していきます。

5 産業・経済分野であります。農林業の振興の農業関係では、引き続き農業担い手支援事業補助金400万円など各種補助金を計上するとともに、新たに農業インターン事業補助金90万円を計上し、農業担い手の確保、育成を支援します。

また、農業を核とした観光交流の拠点として新たに開所する農業観光交流センターは、人件費を除く施設運営費として202万円を計上、所長以下、係長1名、集落支援員及び地域おこし協力隊4名を雇用し運営に当たります。

林業関係では、当村において開催が予定されている上伊那郡市植樹祭関連事業費 73 万円、森林整備管理計画意向調査業務 168 万円などを新たに計上し、森林の適正な管理及び活用に向けた取組を進めます。

商工業の振興では、新型コロナウイルス感染症対策として村特別運転資金利子補給金 390 万円及び県制度資金利子補給金 100 万円を計上し、影響を受けた事業者を支援します。

観光の振興では、陣馬形山キャンプ場の適正管理とさらなる活用に向けて来年度から有料化及び指定管理に移行し指定管理料 300 万円を計上するとともに、今年度の事業実施を見送った陣馬形山登山口駐車場トイレ建設事業費 1,120 万円を計上しました。

また、ふれあい観光施設体験館改修事業費 3,700 万円を計上し、施設の有効活用を図ります。

農林水産業費、商工費、全体では 4 億 4,559 万円、前年比で 8.9%の増であります。

6 の都市整備分野であります、魅力ある地域づくりの推進の美しい村づくりでは、公共的不要看板撤去事業 10 万円や美しい村づくり事業 35 万円などを引き続き計上するとともに、当村において開催が予定されております日本で最も美しい村連合定期総会の交付金として 350 万円を計上し、村の魅力を全国に発信していきます。

また、村道維持管理費 4,203 万円、村道 5 路線の改良事業費 1 億 3,280 万円、橋梁修繕事業費 3,760 万円を計上し、道路など生活基盤施設の維持管理と整備を進めます。

これらを含めた土木費は 3 億 9,391 万円で、前年比では 14.6%の減となっております。

交通環境の整備では、村の公共交通確保のため巡回バス等運行事業費 2,076 万円を引き続き計上しました。

また、計画されている国県事業等について関係機関との事業調整を円滑に進めるため、国県関連事業調整業務委託料 600 万円を計上しました。

7 の行政経営分野であります、住民が主役の地域づくりでは、引き続き地域づくり支援事業補助金 50 万円、地区集会施設及び周辺整備補助金 420 万円を計上し、地域活動を支援します。

また、昨年度実施できなかった友好姉妹町村、北海道中川町への中学生派遣事業 257 万円を本年度も計上しました。

また、令和 3 年度は村長選挙、衆議院議員総選挙の年に当たるため、両選挙費用、合わせて 1,082 万円を計上しました。

持続可能な行政運営では、引き続きエネルギーサービスプロバイダー業務委託料 177 万円を計上し経費節減を図るとともに、災害対策基金など特定目的基金への積立てを行い、不測の事態への対応や財政基盤の安定を図ります。

歳出の性質別内訳及び村の財政状況については、資料 4 ページ中段以降に記載のとおりであります。

また、7 ページ以降に費目別の予算額と前年度との比較の資料、19 ページ～24 ページに各分野ごとに関連する事業及び予算額をまとめた資料が掲載しておりますので、

お目通しをいただきたいと思っております。

村の財政状況は、十数年前の市町村合併が取り沙汰されたころと比べますと、経費削減や国県補助金の有効活用等により年々改善されてきており、現在はおおむね健全な状況にあります。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策と感染拡大により影響を受けている地域経済の回復、喫緊の課題である人口減少、少子高齢化対策やコロナ終息後の新しい時代に向けた各種施策の展開が求められています。

また、自治体規模が縮小する予測の中で、将来的な公共施設、各種インフラの維持管理や施設の在り方について検討が必要であり、中長期的な視点に立って、より一層計画的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、この場での予算概要説明とさせていただきます、詳細につきましては予算特別委員会の席で各担当より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

特別会計等につきましては、各担当課長から御説明をいたします。

○保健福祉課長

それでは、保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いします。

予算書、それから予算案の概要の 12 ページ～17 ページを併せて御覧ください。

まず、議案第 16 号 令和 3 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 4 億 7,600 万円と定めるものです、前年度対比 2,300 万円、5.1%の増となりました。

歳入のうち国保税は 8,762 万円で、前年度対比マイナス 1,075 万円、10.9%の減を見込み、県支出金は保険給付費等交付金が 3 億 4,896 万円で、前年度対比 2,252 万円、6.9%の増を見込みました。

歳出のうち保険給付費は 3 億 3,939 万円で、対前年度比 2,015 万円、6.3%の増を見込みました。

国民健康保険事業費納付金は 1 億 2,428 万円余りで、前年度対比 143 万円、1.2%の増と見込んでおります。

令和 3 年度は、新型コロナによる所得減少に伴い国保税の減収を考慮して基金を 1,000 万円取り崩し、税率改正は行わないこととしましたが、今後、医療費がどのように推移していくのか見通せない現状です。国保は高齢者や所得が少ない人が加入しているケースが多く、できる限り加入者の負担増とならないよう運営に努めていきます。

次に、議案第 17 号 令和 3 年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 6 億 7,900 万円と定めるものです。前年度対比 3,400 万円、5.3%の増となりました。

歳入のうち介護保険料は 1 億 2,658 万円で、前年度対比 198 万円、1.6%の増を見込みました。

歳出のうち保険給付費は施設サービス給付等の増により 6 億 3,438 万円で、前年度

対比 3,496 万円、5.8%の増を見込みました。

総合事業を含む地域支援事業費は 3,642 万円で、前年度対比 353 万円、10.7%の増となっています。

令和 3 年度は第 8 期介護保険事業計画の初年度です。計画に沿って事業を運営していきます。

介護サービスの利用率が高く、介護報酬の増額改定が予定されるなど、介護保険給付費は年々上昇傾向にあり、介護保険事業が安定的に持続できるよう、基金を取り崩す形で介護保険料の負担をできる限り抑える予算としました。

次に、議案第 18 号 令和 3 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 5,900 万円と定めるものです。前年度対比マイナス 350 万円、5.6%の減となりました。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合へ保険料等負担金として納入することが主なものです。

歳入のうち保険料は 4,622 万円、前年度対比マイナス 197 万円、4.1%の減を見込みました。

一般会計からの繰入金は保険基盤安定分と事務費分を合わせて 1,276 万円で、前年度対比マイナス 153 万円、10.7%の減を見込みました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第 19 号 20 号について提案説明いたします。

まず、議案第 19 号 令和 3 年度中川村水道事業会計予算について提案説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第 2 条 業務の予定量として、給水件数 1,800 件、年間総配水量 59 万 m³、1 日平均配水量 1,610 m³、主な建設改良事業を配水管布設替え工事、配水池落雷対策工事と決めました。

第 3 条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を 1 億 2,700 万円、収益的支出の総額を 1 億 1,200 万円とするものです。これによる収入支出は 1,500 万円の黒字になります。

次ページを御覧ください。

第 4 条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、収入 80 万円、支出 5,200 万円を見込み、収支の不足額 5,120 万円については当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとします。

第 6 条は議会の議決を経なければ流用のできない経費として職員給与費 1,570 万 8,000 円を定めるものです。

次ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しました。

詳細については予算特別委員会で説明をさせていただきます。

続きまして、議案第 20 号 令和 3 年度中川村下水道事業会計予算について提案説

明いたします。

1 ページを御覧ください。

第 2 条 業務の予定量として排水件数 1,450 件、年間総処理水量 35 万 m³、1 日平均処理水量 960 m³、そして主な建設改良事業をマンホールポンプ更新等と決めました。

第 3 条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を 2 億 9,040 万円、収益的支出の総額を 2 億 9,000 万円とするものです。これによる収入支出は 40 万円の黒字になります。

次ページを御覧ください。

第 4 条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、収入 9,295 万円、支出 2 億 194 万 2,000 円を見込み、収支の不足額 1 億 899 万 2,000 円については当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとします。

第 5 条は企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものがあります。

次ページを御覧ください。

第 7 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費 441 万 9,000 円を定めるものです。

次ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しました。

詳細については予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○3番 (松澤 文昭) 伊南行政組合が計画しております新病院の建設につきましては、新型コロナウイルスの影響で当初計画より遅れるという見込みでありまして、来年度に設計、そして令和 5 年度内に着工を目指す方針となっております。

これから行う質問は、令和 3 年度予算とは直接関係ありませんが、令和 3 年度内に伊南行政組合と調整を行う必要があると考えていますので、提案をしながら村の考えをお聞きしたいと思います。

新病院建設において、これはあくまでも、あくまでも 1 つのケース、あるいは提案としてですが、市町村負担の大枠が示されております。それによりますと、建設費が約 65 億円、医療機器、情報システム等費が 20 億円で、合計 85 億円の建設費が想定されています。この 85 億円には設計費、土地取得費、造成費、外構整備費等は含まれておりませんので、これ以上に建設費等は上がるというふうに想定をされております。当初建設費の負担の枠組みについては、元金償還額の半分を伊南 4 市町村が、残り半分を病院が負担する予定であり、伊南 4 市町村の繰出金は 42 億 5,000 万円、今、現時点ではそういうふうに想定をされておまして、そのうちの半分の 21 億 2,000 万円を地方交付税で補い、伊南 4 市町村の実質負担は 21 億 3,000 万円と計画をされております。つまり、伊南 4 市町村の負担金の 50%を国からの地方交付税で賄う計画になっておりますので、これは恐らく病院事業債の活用を想定しているものと思われま

○環境水道室長

○地域政策課長

す。

しかし、中川村は、御承知のように過疎地地域に指定されており、国からの地方交付税 70%が交付される過疎対策事業債が活用できます。

そこで、中川村の負担金を減らすために中川村の負担金を過疎事業債に変更することが可能なのかお聞きしますし、また村として上伊那広域連合、あるいは伊南行政組合の大規模事業に対して過疎債の利用についてこれまで検討してきた経過があるのか、この2点についてお聞きをしたいと思います。

過疎対策債につきましては、ソフトにつきましては地域医療を担う病院の運営費等に充てることができます。

また、ハードにつきましては病院の建設費、またはそれらの負担金に過疎のハードを当てることができます。

しかし、今お話をいただきました病院債等の記載の償還に対するものに過疎債というものを充てることはできないということでございます。

今回のものにつきましては、いずれにつきましても伊南行政組合の他の市町村の御理解ですとか協議が整って公平な仕組みづくりができれば可能とは思われますけれど、いずれにしても今の時点では伊南行政組合での議論が必要だというふうに考えられます。

また、一括負担というようなことをお認めいただいた場合につきましては、その部分につきましてもやはり過疎債分にも枠がございますので、1年度に多額の過疎債を使うというものにつきましては、やはり十分な計画が必要なあとというふうに思っております。

また、村のほうにも医療に関わる基金等もございますので、その部分の活用とかも含めながら、村にとって有利な方法というものは検討しなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても伊南行政組合内部での御理解が必要なあとというふうに思っております。

過去につきましてもなるべく有利な過疎債の活用等々については検討してきているところではありますが、やはり組織の中の1つでもございますので、その組織の中の御理解というものが一番必要なあとというふうに思っております。

○3 番

(松澤 文昭) 当然、伊南4市町村のそれぞれの合意が必要かと思うわけで、そのことは当然思っておるわけでありまして、ただ、若干、基本的な計算をしてみますと、20%差額があるわけでありまして、中川村がもしかして過疎債が利用できれば4,000万円余のものの負担減ということになるわけでありまして、中川村にとっても大変有利になるかと思っておりますので、4市町村の理解が得られるかどうかは別としましても、こういうことについて伊南行政組合の中で検討してもらおうということは必要かと思っておりますので、駄目なら駄目で仕方がないんですけども、中川村のためにもそういう提案をしてもらおうことだけお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これで質疑を終わります。
お諮りします。
議案第15号から議案第20号までの6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

○議長 長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第20号までの6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○事務局長 予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。
これで本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会といたします。
お疲れさまでございました。

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前11時53分 散会]